

事件事例データベース<個票>

No.201

基本情報		人身事故		港湾工事								
工 種		12:ケーソン製作(フローティングドック)				休 業 日 数		0日				
被 災 者	年 令		64才		性 別		男		現 場 経 験 年 数		45年 6月	
	職 種		鉄筋工		分 類							
	被 災 の 部 位		07:上肢部(肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指)									
	被 災 の 性 質		04:骨折									
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時		令和5年10月3日		災 害 発 生 場 所		海上					
			8時40分頃		天 候		1:晴れ					
	波 起 (m)				風 (m/sec)				気 温 (℃)		4:20~30	
	起 因 物		26:その他の起因物():摩擦増大用マット定着用アンカー									
	事 故 の 型		02:転倒									

被災経緯

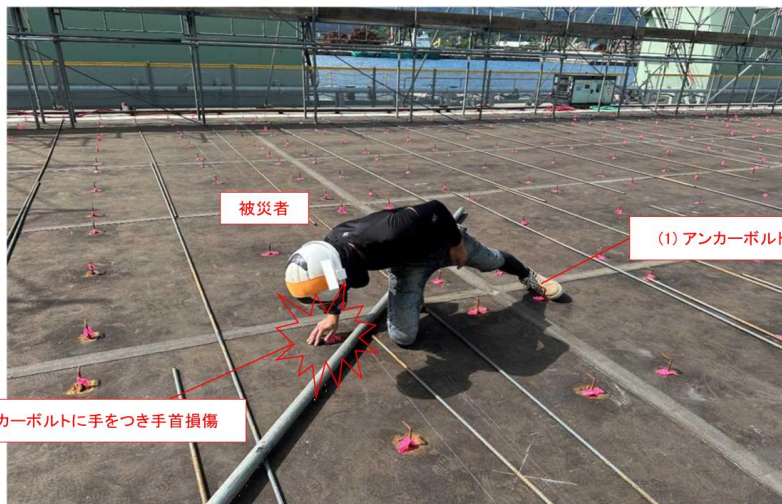
ケーソン底面の摩擦増大用マット上で底版鉄筋の段取り筋(単管パイプ)を運搬していた際、マット定着用アンカーに躓き転倒した。転倒した際にアンカー上に右手をつき、右手首を骨折した。

08:30 作業開始、08:40 事故発生

事故要因

- 慣れた作業箇所です元の確認を怠ってしまった。【危険に対する認識不足】
- 黒色の摩擦増大用マット上のアンカーボルトが見えづらかった。【危険箇所の明示不足】

災害発生状況図



※事故発生時はアンカーボルトにピンクリボンの設置は無し

事故発生状況写真(再現)



アンカーボルト詳細写真

事故防止対策

- アンカーボルトを跨がないよう直角平行方向に歩行することを徹底する。【危険箇所の事前回避】
- 全アンカーボルトにピンクリボンの設置又はマーキングを行う。【危険箇所の見える化】

事故事例データベース<個票>

No.202

基本情報	人身事故	港湾工事	
工種	29:その他():本工(ジャケット式)	休業日数	8日
被災者	年 令 57才 性 別 男	現場経験年数	39年 6月
	職 種 潜水士	分 類 1:労災適用	
	被災の部位	10:その他():吐き気・めまい・手足の痺れ	
	被災の性質	13:その他():減圧症	
災害発生状況	発生日時	令和5年10月3日 18時00分頃	災害発生場所 陸上
	波 (m)	1:殆ど波がない(～0.3)	候 2:曇り
	起 因 物	27:起因物なし	風 (m/sec) 2:弱風(2～4)
	事 故 の 型	23:その他():減圧症	気 温 (℃) 4:20～30

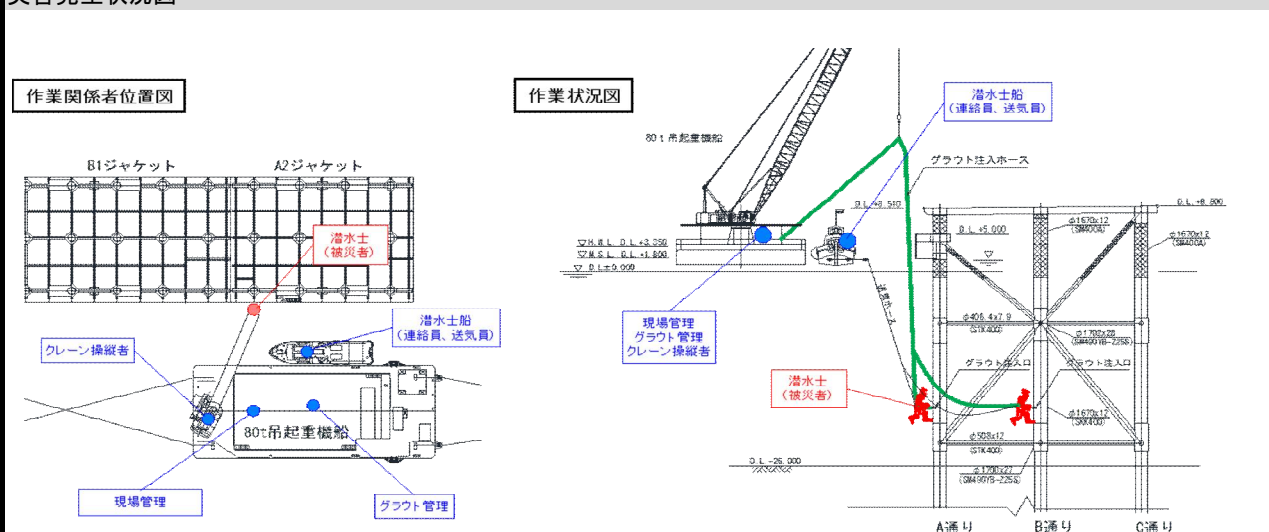
被災経緯

10/3にグラウト注入の潜水作業(12:30～13:30頃)に従事。終業し宿舎に戻ったあと、18:00頃に体調不良(手足の痺れ)となり市内の病院へ搬送。10/4未明、再圧室のある病院へ搬送。I型減圧症と診断された。10/3(火)18:01被災者より同僚へ体調不良(腕の痺れ)の連絡。被災者本人が救急車を手配。18:32元請より発注者へ連絡。18:40病院へ搬送。10/4(水)1:30再圧室のある病院へ搬送完了。5:00再圧室での治療終了。

事故要因

①被災者の当日の健康状態に異常等はみられず、本人が自覚していない何らかの体調・体質の変状があったものと推測される。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①減圧時間をより確実に確保するため、本工事に於いて、減圧時間を1ランク深い深度で管理する。
- ②作業時の実水深を確認するダイブコンピューターの精度確保を徹底するため、毎月1回、ダイブコンピューター深度表示の点検を行う。
- ③体調確認をより丁寧に行うこととし、「潜水作業体調チェックシート」において「朝・潜水前」に加えて「潜水後」の欄を追加し、潜水後の体調チェックを確実にし記録する。また、睡眠時間の記載、アルコールチェッカーを使用した確認を追加する。
- ④各個人の体調管理の重要性を周知するため、セルフケアについて安全教育を行う。
- ⑤作業再開にあたり作業員への再発防止教育を行い、再発防止対策の周知徹底を図る。

基本情報	人身事故		港湾工事			
工 種	08:捨石及び均し				休 業 日 数	14日
被 災 者	年 令	54才	性 別	男	現 場 経 験 年 数	36年 0月
	職 種	潜水士				
	被 災 の 部 位	10:その他():体調不良・吐き気・めまい				
災 害 発 生 状 況	被 災 の 性 質	13:その他():減圧症				
	発 生 日 時	令和5年10月9日 17時30分 頃	災 害 発 生 場 所	陸上		
	波 (m)		天 候	2:曇り		
	風 (m/sec)		気 温 (°C)	4:20～30		
	起 因 物	25:環境等:海水圧				
事 故 の 型	23:その他():減圧症					
被災経緯						
当日の被覆均し作業(潜水作業)計画では、午前中は被災者が潜水作業を行い、午後は別の者が潜水作業を行う予定としていた。午前中に被災者が潜水作業を開始したが、津波注意報が発令されたため、作業を休止し、決められた手順で浮上・避難した。午後から潜水作業が再開となり、被災者の午前中の潜水時間は40分で、繰り返し潜水を行う事は可能なことから、午後からも引き続き被災者が潜水可能時間内で潜水作業を行った。 被覆均し作業(潜水作業)終了後に帰宅した所、体調不良・吐き気・めまいの症状がでたため、本人自ら救急車を要請し病院に搬送。減圧症が疑われるため、高気圧酸素療法室で治療。その後も吐き気・めまいの症状がおさまらず、病院にて治療。07:54～08:30 1回目潜水作業、12:35～16:28 2回目潜水作業、16:45 帰宅、17:30 事故発生(体調不良)						
事故要因						
1)当該水深18m以浅における1回当たりの潜水時間、及び作業終了後の減圧浮上手順について、定められた方法、所定時間は厳守されており、また、体調についても良好であることを確認し、潜水器具の異常も確認できなかった状況であり、特定の原因は見当たらない。						
災害発生状況図						
当日の作業状況図						
事故防止対策						
1)体調確認が口頭のための簡易的なものであったため、潜水士の体調管理チェックシートを作成し、毎朝の朝礼時に記入し体調を確認する。【体調確認の徹底】 2)潜水作業時間等のルール上、一人の者が2回潜水が可能であっても、本工事では、2回潜水を行わない。 【潜水ルールの変更】						

事故事例データベース<個票>

No.204

基本情報	人身事故	港湾工事	
工種	15:ケーソン進水		
被災者	年 令 61才 性別 男	休業日数	0日
	職 種 普通船員 分類	現場経験年数	38年 0月
	被災の部位	01:頭部(頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯)	
	被災の性質	01:打撲傷・02:創傷	
災害発生状況	発生日時	令和5年10月10日 12時50分頃	災害発生場所 海上
	波 (m)		天 候 1:晴れ
	起 因 物	26:その他の起因物():係留ロープ	気 温 (°C) 4:20~30
	事 故 の 型	06:激突され	

被災経緯

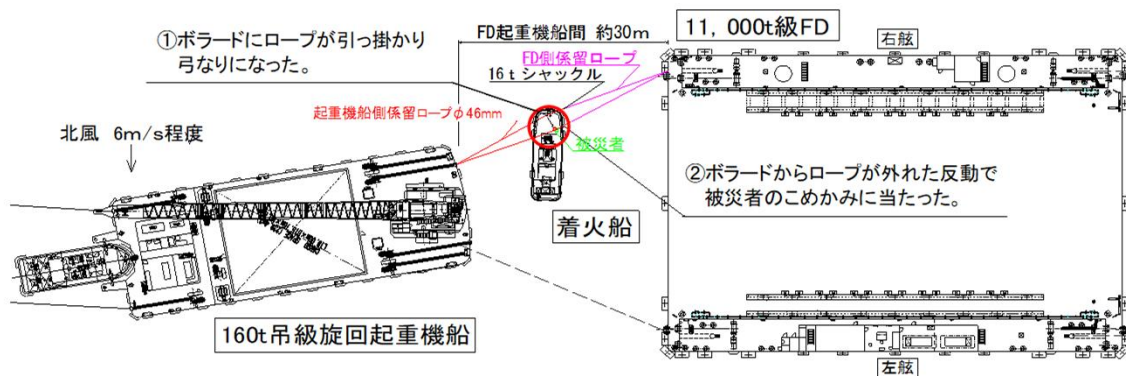
ケーソン進水準備作業において、FDの船尾側に起重機船の係留作業をしていたが、風により船舶の位置保持が難しくなったためアンカーの打ち替えを実施することとなった。起重機船を移動するため、FDの係留柱に取付けられたロープのシャックルの取り外しを着火船で行っていた際、着火船のボラードにロープが引っ掛かり、風により起重機船が流されたことにより緊張して跳ねたロープが被災者の顔に当たり負傷した。

08:30 作業開始、12:50 事故発生

事故要因

- 1)係留ロープのシャックルを取り外す際に、係留ロープを十分緩めていなかった。【危険に対する認識不足】
- 2)起重機船の動揺により係留ロープにテンションがかかった。【危険に対する認識不足】
- 3)係留ロープを連結する際の作業手順は整備されていたが、取り外す際の作業手順が整備されていなかった。【作業手順書の不備】

災害発生状況図



事故発生状況図



事故発生状況写真(再現)

事故防止対策

- 1)係留ロープのシャックルの取り外し作業は、係留ロープを十分緩めたうえで実施する。【施工方法の改善】
- 2)起重機船の動揺を抑制するため、アンカーをハの字に設置する。【施工方法の改善】
- 3)上記を網羅した係留ロープを取り外す際の作業手順を整備し、安全教育を行い周知徹底を図る。【作業手順書の整備】

事故事例データベース<個票>

No.205

基本情報	人身事故	港湾工事	
工 種	12:ケーソン製作(フローティングドック)	休 業 日 数	94日
被 災 者	年 令 27才 性 別 男	現 場 経 験 年 数	9年 7月
	職 種 普通作業員 分 類		
	被 災 の 部 位 01:頭部(頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯)		
	被 災 の 性 質 03:刺傷		
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時 令和5年10月21日 18時40分 頃	災 害 発 生 場 所	海上
	波 (m)	天 候	1:晴れ
	起 因 物 24:材料等:鉄筋	風 (m/sec)	気 温 (°C) 3:10~20
	事 故 の 型 06:激突され		

被災経緯

SFケーソンの鉄筋組立作業中、上層フロアから中層フロアに鉛直鉄筋(主筋)を下ろす作業を行っていた。誤って違う鉄筋を下ろしたため、中層から上層へ声掛けをし、上層からの聞き返しの返答を上層に戻してよい旨と聞き誤り、再度上層フロアへ鉄筋を戻したところ、上層に居た被災者の右目下に鉄筋が接触した。

16:30 作業開始、18:40 事故発生

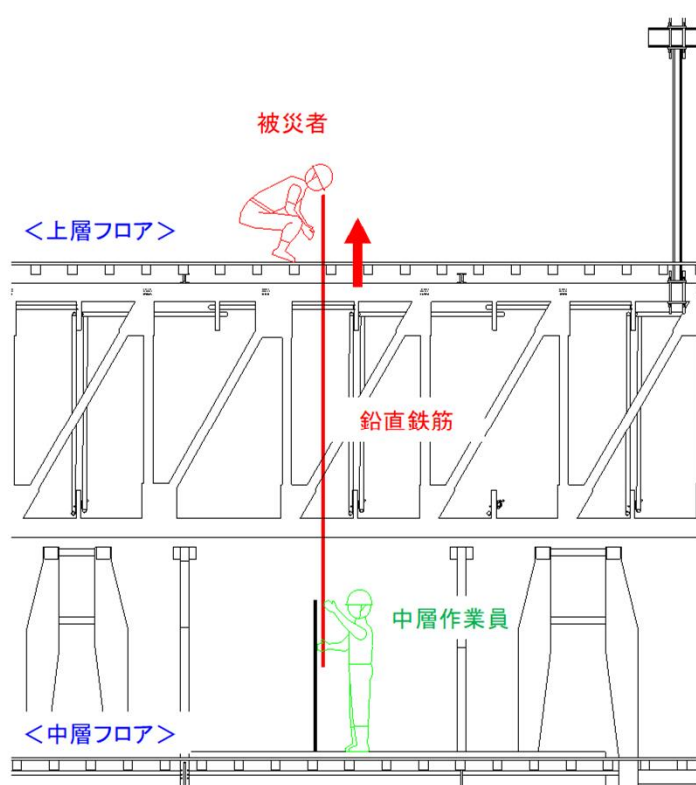
事故要因

1)中層フロアへの鉄筋供給の際に、鉄筋長の違う鉄筋を供給してしまい、上層フロアへ鉄筋を上げる行為が発生してしまった。

【鉄筋の確認不足】

2)声掛けによる合図で鉄筋を受け渡していた。その際に中層フロアからの声掛けに対して、上層フロアにいた被災者が聞き返しの返答をして、様子を見るため床面近くに顔を近づけてしまった。中層フロアの作業員は、「聞き返しの返答」を「問題なしの返答」と誤った認識をして、鉄筋を上層フロアへ上げてしまった。【連絡方法の確実性不足】

災害発生状況図



事故発生状況図及び再現写真

事故防止対策

1)鉛直鉄筋の種類毎(長さ・径)でスプレーによりマーキングする。【鉄筋の種類の明確化】

2)声が通りにくい作業環境においては、無線(ハンズフリー)による連絡方法に変更する。【連絡方法の改善】

3)中層フロアへ供給する鉄筋を間違えて、上層フロアへ鉄筋を上げる必要性が発生した場合の手順を作業手順書に記載し、作業員に周知する。【施工手順の改善】

事故事例データベース<個票>

No.206

基本情報	人身事故	港湾工事	
工種	29:その他():本土工(鋼管矢板工)	休業日数	
被災者	年 令 57才 性 別 男	現場経験年数	36年 6月
	職 種 普通作業員 分 類 1:労災適用		
	被災の部位	08:下肢部(臀部、大腿、ひざ、下肢、足首、足、足指)	
	被災の性質	04:骨折	
災害発生状況	発生日時	令和5年11月1日 13時30分頃	災害発生場所 陸上
	波 (m)		天 候 1:晴れ
	起 因 物	12:作業床等	風 (m/sec)
	事 故 の 型	01:墜落・転落	1 気温 (°C) 4:20~30

被災経緯

本土工 鋼管矢板打設作業に先立ち三点式杭打機の組立作業の一環として、三点式杭打機のガントリ起立のためにテンションバーピンを抜く作業を立馬(1.3m)上で行っていた。作業に際し、付属するスナップピンが固く抜けなかったため、墜落制止用器具のフックをスナップピンに掛け、勢いよく引っ張った時にバランスを崩して立馬から転落し左足踵を敷鉄板に打ち付けた。

7:45安全朝礼、9:00作業開始、13:30事故発生

事故要因

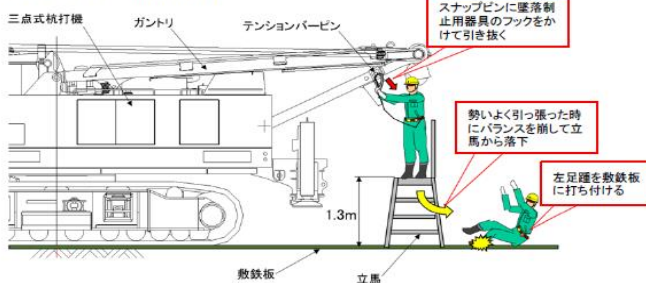
- ①テンションバーピンの外れ止めスナップピンの取り外しを本来の工具と違う安全帯のフックで代用した。
- ②テンションバーピンの引き抜きにおいて、安全に作業できる位置に立馬が設置されていなかった。
- ③単独作業となっており、転落の可能性について気づき補助できる人員配置となっていなかった。
- ④下請から元請、元請から発注者への連絡が遅れ、施工計画書の連絡体制が順守されなかった。

災害発生状況図

○被災状況

本土工（鋼管矢板・控杭）に使用する三点式杭打機のガントリ起立の為に、テンションバーピンを抜く作業を立馬（1.3m）上で行っていた。テンションバーピンの外れ防止として付いていたスナップピンが固く抜けなかったため、墜落制止用器具のフックをスナップピンに掛け、勢いよく引っ張った時にバランスを崩して立馬から転落した。

■事故発生時断面図



■現場全景写真: 令和5年11月8日



■被災状況写真(現場再現)



事故防止対策

- ①三点式杭打機組立にかかる作業手順書を見直し、予定外作業を行う場合の対応ルールを周知・順守させる。
- ②現場条件や事故事例を踏まえ、立馬を適切な位置に設置する等、使用方法について再教育を行う。
- ③単独作業にならないように、作業員相互の視界に入るよう人員配置を計画し、指示・声掛けを徹底する。
- ④ヒヤリハットが発生した場合は、元請まで報告・連絡が行われるよう徹底し、危険要因が排除できる職場環境を整える。また、施工計画書に定めた連絡体制が順守されるよう改めて周知徹底を図る。

事故事例データベース<個票>

No.207

基本情報	人身事故		港湾工事			
工 種	29:その他():ケーソン撤去・仮置				休 業 日 数	0日
被 災 者	年 令	39才	性 別	男	現 場 経 験 年 数	5年 0月
	職 種	特殊作業員	分 類	1:労災適用		
	被 災 の 部 位	08:下肢部(臀部、大腿、ひざ、下肢、足首、足、足指)				
	被 災 の 性 質	04:骨折				
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	令和5年11月23日	災 害 発 生 場 所 海上			
		0時30分 頃	天 候	1:晴れ		
	波 (m)	1:殆ど波がない(～0.3)	風 (m/sec)	2:弱風(2～4)	気 温 (℃)	3:10～20
	起 因 物	12:作業床等				
	事 故 の 型	01:墜落・転落				

被災経緯

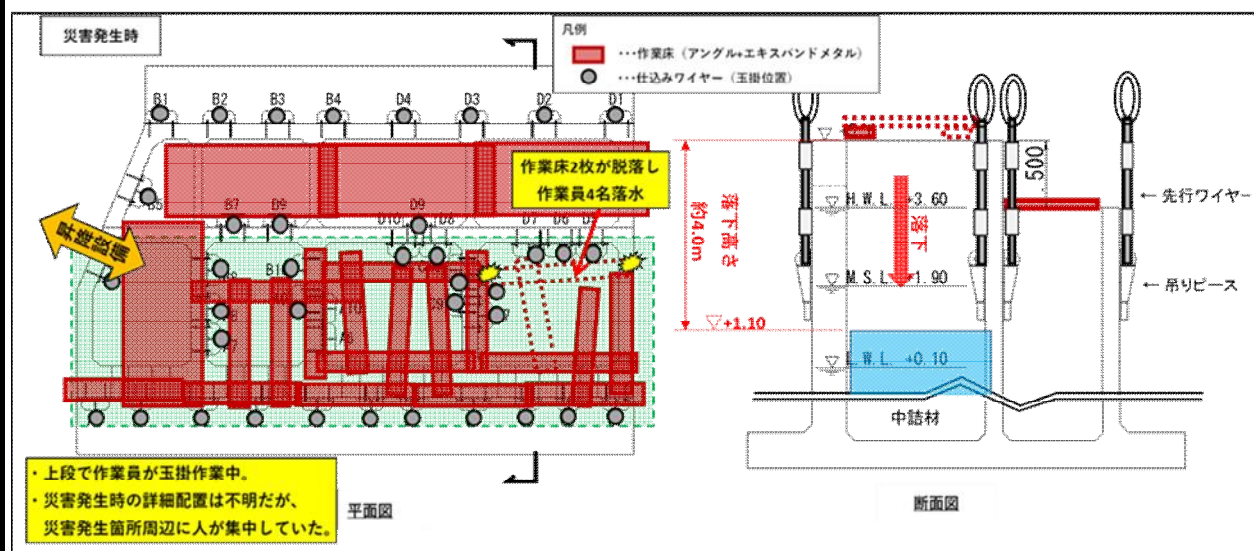
構造物撤去工(ケーソン撤去・仮置)作業に伴い、起重機船側の吊り金具とケーソンに設置していた先行ワイヤー(吊りピースと連結)を取付けるために、ケーソン上にて玉掛作業を実施していた。0:30頃、突如、作業床が崩れ、落下し、作業を行っていた17人の内、5人がケーソン遊水室に落下した。(内、負傷者2名。)

0:00 起重機船は作業現場に係留完了しており、起重機船側の吊り金具とケーソンに設置していた先行ワイヤーの玉掛作業を開始。→0:30 災害発生。(負傷者2名)→2:28 負傷者1名を病院へ搬送。→2:55 労働基準監督署へ連絡。→8:00 海上保安部現場検証・事情徴収終了。(応急措置完了)

事故要因

- ①既設ケーソンを撤去する特殊な作業状況ではあったものの、一般的なケーソン吊上げ時の玉掛作業と同様な作業であると、油断・軽視した。
- ②夜間作業(空港運用終了後～空港運用開始)という限られた時間帯で、作業毎のタイムスケジュールが限られており、玉掛作業に対して気持ちが焦っていた。
- ③先行ワイヤー位置に合わせた作業床が施工計画書どおり出来ず、開口部が多い・転落防止設備の不備・固定がされていない作業床となり、作業床の最大荷重(1枚当たり3人まで)を超えて作業員が集中し、作業床が脱落した。
- ④作業床設置完了後に、元請けによる安全標識等の設置、設備点検ができていなかった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①ケーソンの先行ワイヤー位置に合わせた、開口部の少ない面的な作業床の製作・設置を行う。(固定されていることの確認)
- ②作業員が作業床に集中載荷した場合でも、強度的に余裕を持った作業床の構造とする。
- ③海上への転落防止柵の設置、最大積載重量(荷重・人員の目安)や安全標識等の明示物の設置。
- ④元請け、下請け職員を含めた玉掛・玉外作業の人員配置・作業手順について、再度、作業手順周知会・安全教育を実施する。

事件事例データベース<個票>

No.208

基本情報	人身事故	港湾工事	
工種	29:その他():ケーソン撤去・仮置	休業日数	0日
被災者	年令 25才 性別 男	現場経験年数	6年 7月
	職種 特殊作業員 分類 1:労災適用		
	被災の部位 03:背部		
	被災の性質 13:その他():背中に筋肉痛のような違和感		
災害発生状況	発生日時 令和5年11月23日 0時30分頃	災害発生場所	海上
	波 (m) 1:殆ど波がない(〜0.3)	風 (m/sec) 2:弱風(2〜4)	気温 (℃) 3:10〜20
	起因物 12:作業床等		
	事故の型 01:墜落・転落		

被災経緯

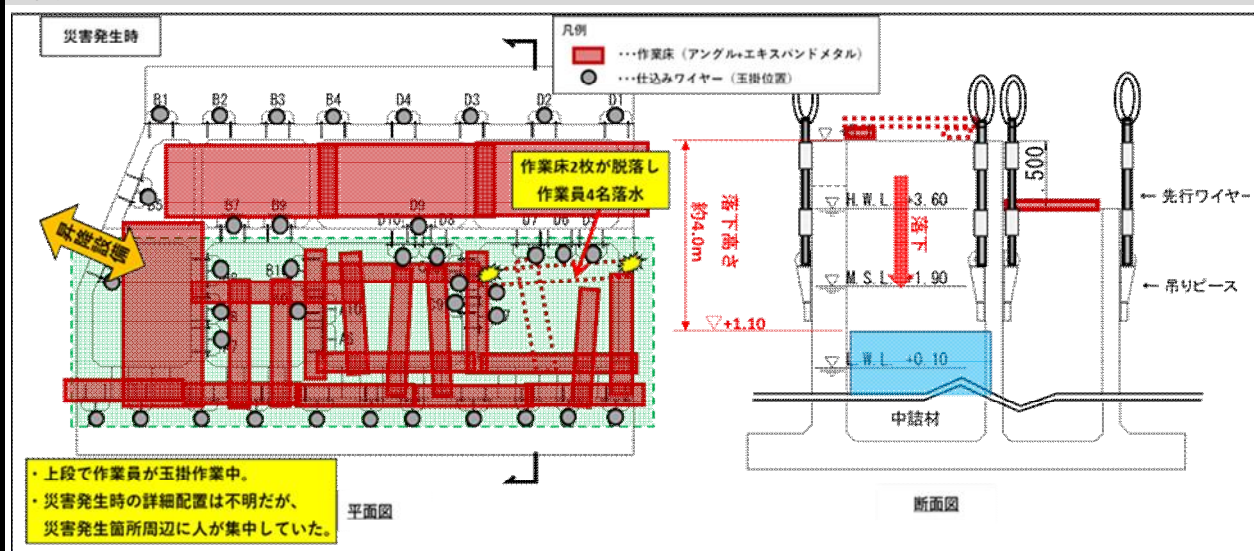
構造物撤去工(ケーソン撤去・仮置)作業に伴い、起重機船側の吊り金具とケーソンに設置していた先行ワイヤー(吊りピースと連結)を取付けるために、ケーソン上にて玉掛作業を実施していた。0:30頃、突如、作業床が崩れ、落下し、作業を行っていた17人の内、5人がケーソン遊水室に落下した。(内、負傷者2名。)

0:00 起重機船は作業現場に係留完了しており、起重機船側の吊り金具とケーソンに設置していた先行ワイヤーの玉掛作業を開始。→0:30 災害発生。(負傷者2名)→2:28 負傷者1名を病院へ搬送。→2:55 労働基準監督署へ連絡。→8:00 海上保安部現場検証・事情徴収終了。(応急措置完了)

事故要因

- ①既設ケーソンを撤去する特殊な作業状況ではあったものの、一般的なケーソン吊上げ時の玉掛作業と同様な作業であると、油断・軽視した。
- ②夜間作業(空港運用終了後〜空港運用開始)という限られた時間帯で、作業毎のタイムスケジュールが限られており、玉掛作業に対して気持ちが焦っていた。
- ③先行ワイヤー位置に合わせた作業床が施工計画書どおり出来ず、開口部が多い・転落防止設備の不備・固定がされていない作業床となり、作業床の最大荷重(1枚当たり3人まで)を超えて作業員が集中し、作業床が脱落した。
- ④作業床設置完了後に、元請けによる安全標識等の設置、設備点検ができていなかった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①ケーソンの先行ワイヤー位置に合わせた、開口部の少ない面的な作業床の製作・設置を行う。(固定されていることの確認)
- ②作業員が作業床に集中載荷した場合でも、強度的に余裕を持った作業床の構造とする。
- ③海上への転落防止柵の設置、最大積載重量(荷重・人員の目安)や安全標識等の明示物の設置。
- ④元請け、下請け職員を含めた玉掛・玉外作業の人員配置・作業手順について、再度、作業手順周知会・安全教育を実施する。
- ⑤作業床設置後、元請け職員による設置状況の安全点検・確認を実施する。

事故事例データベース<個票>

No.209

基本情報	物損事故	港湾工事	
工種	21:上部工		休業日数
被災者	年齢令	性別	現場経験年数
	職種	分類	
	被災の部位		
	被災の性質		
災害発生状況	発生日時	災害発生場所	陸上
	8時30分頃	天候	1:晴れ
	波 (m)	風 (m/sec)	4:強風(8~15)
	起因物	25:環境等:風	気温 (℃)
	事故の型	23:その他():塗料の飛散	2:0~10

被災経緯

12月1日(金) 朝礼後、合成床版下面ボルト部の現場塗装を行うため、吊足場上へ移動。塗料が飛散する恐れがあるためあらかじめ準備していたシート(2.0m×1.8m)を作業床に敷設し塗装作業を実施。
12月4日(月) 13時20分に当現場に隣接している企業から現場理人に電話連絡があり、駐車していた自動車に塗料が付着していたことが判明。(12月1日8:30~9:30頃、塗装作業中強風が吹き作業床に敷設していたシート範囲を超え塗料が約35mの高さから飛散していたと考えられる。)

事故要因

- ・塗料が飛散する恐れがあるため2.0m×1.8mのシートを利用して作業床を養生して作業をしていたが強風により塗料が養生シート外に飛散した。
- ・飛散養生範囲の設置計画が十分ではなかった。
- ・作業手順では東側からの風の時は作業中止としていたが塗装作業範囲周辺の風向き、風速の状況確認が十分でなかった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ・風の吹き抜けが想定される作業箇所では、塗料飛散養生範囲を作業床全面、鉛直方向全面に設置する。
- ・車両所有者の許可を得たうえで、車両カバーを取り付け作業する。
- ・作業範囲の先行設置した養生シートに異常がないか確認し作業開始する。
- ・SP13に常設している風速計とは別に作業箇所の桁上に風速計を設置する。計測結果は作業管理者のもつタブレットへ送信し風速、風向きの確認を行う。

事故事例データベース<個票>

No.210

基本情報	物損事故	港湾工事	
工 種	25:土工	休業日数	
被災者	年 令	性 別	現場経験年数
	職 種	分 類	
	被災の部位		
災害発生状況	被災の性質		
	発 生 日 時	令和5年12月7日	災害発生場所 陸上
		13時45分頃	天 候 1:晴れ
	波 (m)	風 (m/sec)	4:強風(8~15) 気温 (℃) 3:10~20
	起 因 物	04:車両系建設機械	
	事 故 の 型	23:その他():物損	

被災経緯

- (1)既設埋設管の位置・深さを確認するため、試掘を実施していた。
- (2)試掘作業を実施していたところ、セメント系改良体が露出したため、バックホウを用いて撤去作業を実施した。その際に、改良体内に巻き込まれていた既設水道管を損傷した。

事故要因

- ・既設水道管の枝管の位置が確認できていない状況で、重機による掘削作業を行った。
- ・既設水道管の平面位置が設計図面と異なっていた。
- ・既設水道管の直上にあるはずの埋設管シートが異なる箇所に敷設されていた。
- ・既設水道管がセメント系固化改良体に巻き込まれていた。
- ・埋設管干渉一覧表(令和5年8月23日受領)から、埋設管は舗装面からの土被り1.2mにあることを想定して試掘作業を実施していた。

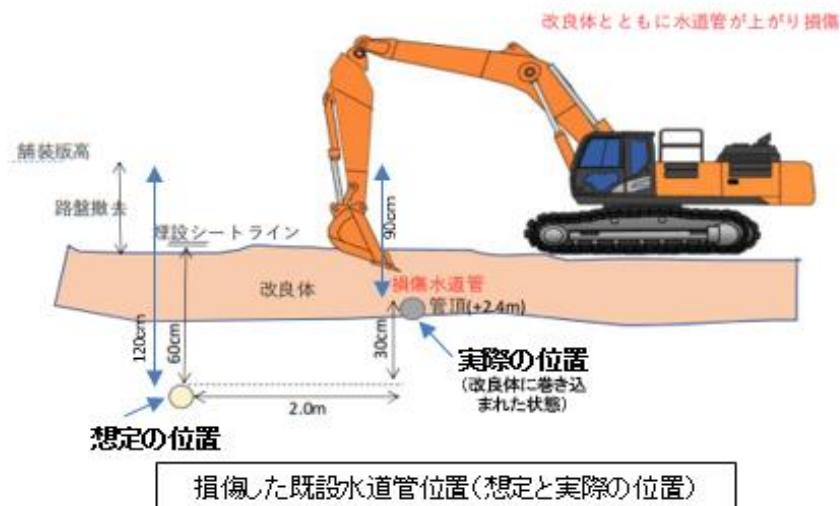
災害発生状況図



既設水道管損傷 (遠景)



既設水道管損傷 (近景)



事故防止対策

- ・既設埋設管の位置が確認できない場合は、重機による掘削は行わず、人力により慎重に位置確認を行う。
- ・埋設ケーブル位置測定器により、既設埋設管の平面位置・深度を確認する。
- ・セメント系改良体等の支障物が発覚した場合、既設埋設管から50cm以内は振動工具を使用してほぐした上で撤去する。

事事故事例データベース＜個票＞

No.211

基本情報	物損事故	港湾工事	
工種	29:その他():共通仮設:回航・えい航	休業日数	
被災者	年 令 性 別 職 種 分 類	現場経験年数	
被災者	被災の部位 被災の性質		
災害発生状況	発生日時 令和5年12月12日 12時45分頃	災害発生場所 海上	
災害発生状況	波 (m) 2:やや波がある(0.3～1.0)	天 候 2:曇り	
災害発生状況	起 因 物 08:作業船	風 (m/sec) 3:中風(4～8)	気温 (℃) 3:10～20
災害発生状況	事故の型 03:激突		

被災経緯

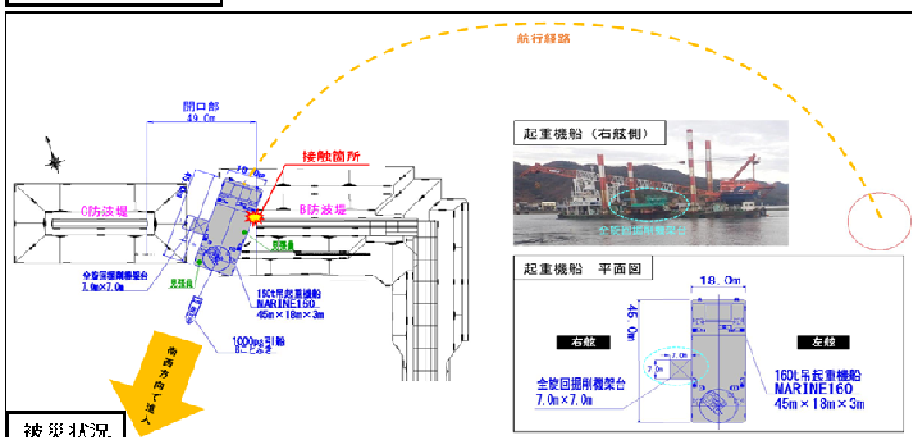
現場へ起重機船160t吊を防波堤開口部から入域させる際、えい航船団が防波堤法線に対して斜め方向から進入し、船体左舷側と防波堤端部を接触させ、防波堤が損傷した。7:30起重機船出港、12:45現場へ入域、事故発生

事故要因

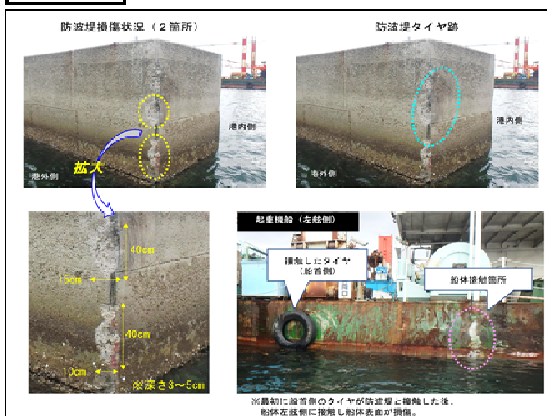
①狭隘な場所であるため、通過する際は開口部に対して直角に入港すべきところを斜め方向から入港したこと。②先行掘削用の設備が張り出していた右舷側の離隔確保に注力するあまりに左舷側の離隔確保がおろそかになったこと。③えい航用引船を船首側にしか配置しておらず、左舷側の船体と防波堤との離隔が小さくなった際に咄嗟の回避行動を取ることが出来なかったこと。④現地では風速5～7m程度あったが、開口部は潮流が早くっており、風速も含めて操船に影響があったと考えられる。⑤開口部が狭隘であることを作業員へ口頭では説明していたが、作業手順書には記載しておらず、作業員へ十分理解・徹底させることが出来なかったこと。

災害発生状況図

作業関係者位置図



被災状況



事故防止対策

①旋回は十分に態勢が整えられる距離で行うこととし、開口部から100m以上離れた地点で一時停止のうえ、防波堤法線とえい航船団が直角となっていることを確認してから現場へ入域する。開口部から引船までの距離は、引船の装備品であるレーザー距離計を使用して確認を行う。②各引船船長、起重機船見張員2名の計4名について、えい航時には双方で進入角度、開口部との離隔について状況確認を密に行うこととする。③えい航方法を改め、確実な退避行動が出来るよう船尾側にも引船を追加配置し、ロープを前2本、後ろ1本使用してえい航を行う。④開口部のえい航による入出域に関し、事前の気象状況を確認を行い、風速7m以下の潮止まり(満潮・干潮の前後1時間)以外は作業中止とする。⑤①～④の再発防止策、開口部と船体の離隔距離の記載等を盛り込んだ作業手順書を作成し、作業再開前に関係者全員に周知する。

事故事例データベース<個票>

No.212

基本情報	人身事故	港湾工事	
工種	16:ケーソン曳航・据付	休業日数	123日
被災者	年令 27才 性別 男	現場経験年数	3年 3月
	職種 特殊作業員	分類	
	被災の部位	07:上肢部(肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指)・04:胸部	
	被災の性質	04:骨折	
災害発生状況	発生日時	令和5年12月16日 7時40分頃	災害発生場所 陸上
	波 (m)	2:やや波がある(0.3~1.0)	天候 2:曇り
	風 (m/sec)	3:中風(4~8)	気温 (℃) 3:10~20
	起因物	26:その他の起因物():ケーソン吊枠、吊ワイヤー	
	事故の型	08:はさまれ、巻き込まれ	

被災経緯

本工事は、ケーソン製作ヤードに仮置きされているケーソン10函の据付を行うものであり、4名一組の作業員で吊り枠に通す吊りワイヤーの配置組替え作業を行っていた。(吊りワイヤー持ち手2名、持ち手補助者1名、外れ止めピン外し(被災者)1名)

吊りワイヤー(約150kg)を作業員2名で押さえた後、被災者が外れ止めピン(約25kg)を外したところ、作業員2名では押さえきれず、外れ止めピンを持った状態で身動きが取れない被災者の方へ動き出し、吊り枠と吊りワイヤーに挟まれ被災した。

07:10 作業開始、07:40 事故発生

事故要因

①ワイヤーガイドの外れ止めピンを外した際のワイヤーの動きを予測できていなかった。

持ち手2人でワイヤーを押さえていれば動きが止まると思っていた。

また、持ち手補助者は被災者が挟まれるとは思っていなかった。

【危険に対する認識不足】

②作業手順書には、ワイヤーガイドの外れ止めピンを外す作業について、「合図・連絡を密に行い、介錯ロープを使用して振れ止めを行う。声を掛け合い人払いをして吊り上げる。」との記載があったが、作業手順が徹底されていなかった。

【作業手順書の徹底不足】

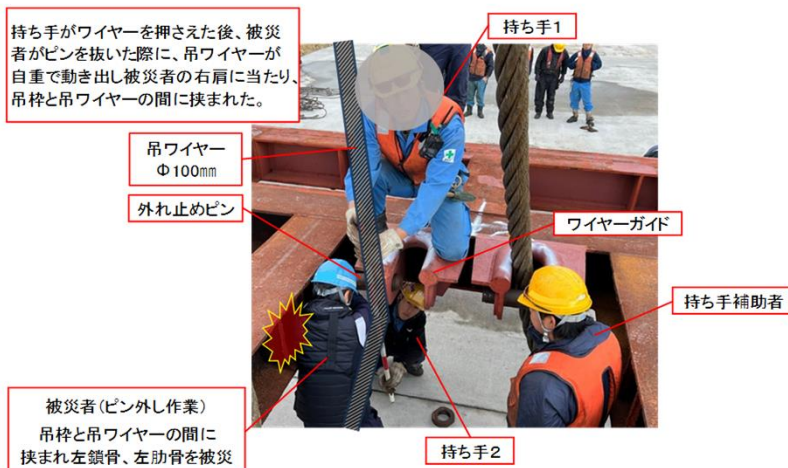
③作業手順書における「危険性又は有害性」の中に、外れ止めピンを外した後に吊ワイヤーが吊枠の内側に向かい動き出す危険性の記載がなかった。

【作業手順書の不備】

災害発生状況図



吊ワイヤーと吊枠の状況



被災時の状況(再現写真)

事故防止対策

①外れ止めピンを外す際は、吊ワイヤーを固縛ロープで吊枠に固定した後にピンを外し、作業員の退避完了を確認した後に固縛ロープを外す。

【作業手順の改善】

②作業手順書において、外れ止めピンを外した後に吊ワイヤーが吊枠の内側に向かい動き出した場合の危険性(挟まれ)等を追記するとともに、元請け・下請けの作業員に周知・徹底する。

【作業手順書の改善と周知・徹底】

③ケーソン吊枠ワイヤーの吊具組替え作業に限らず、初めて下請けが作業する作業の施工サイクルについて、元請けが下請けの作業手順を現場にて確認する。

【作業手順の現場確認】

事故事例データベース<個票>

No.213

基本情報	人身事故	港湾工事			
工 種	05:浚渫・床掘り			休 業 日 数	17日
被 災 者	年 令	23才	性 別	男	現 場 経 験 年 数
	職 種	担当技術者	分 類	1:労災適用	
	被 災 の 部 位	07:上肢部(肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指)			
	被 災 の 性 質	04:骨折			
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	令和5年12月22日	災 害 発 生 場 所	海上	
		14時10分 頃	天 候	4:雪	
	波 (m)	1:殆ど波がない(～0.3)	風 (m/sec)	2:弱風(2～4)	気 温 (℃)
	起 因 物	25:環境等			
	事 故 の 型	02:転倒			

本事故災害は令和5年12月22日(金)14時10分頃、グラブ浚渫船上において、元請担当技術者(被災者)は現場代理人と共に「浚渫管理システム」の部品交換を行った後、被災者は昇降階段の手摺を両手で握りながら降りていたが、積雪の影響により、左足を滑らせ転倒し、そのはずみで左手が手摺から離れ、右手で身体を支えたことにより右手に負荷がかかり負傷した。13:00 部品交換開始、14:10 事故発生

事故要因

- ①人的要因:積雪に対応する経験不足と油断があった。
- ②物的要因:昇降階段に滑り止めが施されていないかった。
- ③管理的要因:積雪に対応する教育が不十分だった。

災害発生状況図

状況①:昇降階段の手摺を両手で握って降りていたが、積雪の影響により左足を滑らせ転倒した。

状況②:転倒したことで左手が手摺から離れ、右手で身体を支えていたことにより右手に負荷がかかり負傷した。



事故防止対策

- ①積雪時、作業船上では『靴底滑り止め防寒安全靴』、作業船上の昇降では滑り止め付きの手袋を着装する。
- ②昇降階段ステップの縁にすべり止めテープを取り付け、船上の通行帯に滑り止め塗料を塗布する。
- ③日々の安全教育や指導を強化し、作業従事者の経験等に応じた冬季の日本海側特有の気象海象対策を丁寧に指導する。

基本情報	物損事故	港湾工事	
工 種	17:コンクリートブロック製作	休業日数	
被災者	年 令	性 別	現場経験年数
	職 種	分 類	
	被災の部位		
災害発生状況	被災の性質		
	発 生 日 時	令和5年12月24日 13時40分頃	災害発生場所 陸上
	波 (m)	天 候	2:曇り
	起 因 物	風 (m/sec)	2:弱風(2~4) 気温 (℃) 2:0~10
	事 故 の 型	04:車両系建設機械	
		23:その他():電話回線との接触	

被災経緯
積雪量が多いため当日に除雪を行うと、月曜日のコンクリート打設が中止になる可能性があるため、前日の日曜日に除雪を行った。
その際シェイクブロック製作ヤードの敷地内に入る入口に雪が堆積していたので、0.8m3バックホウにて除雪を行うため、電話線に触れない高さまでアームを下げて電話線の下を通過するつもりが、腕を上げ過ぎて重機を前進させたため電話線にバックホウのアームが接触し電話線が破損した。

- 事故要因
1. 除雪作業に対する安全意識が欠如していた。
 2. 架空線直下で作業を行う使用機械が適切ではなかった。
 3. 重機操作の予定がないものが運転を行った。

災害発生状況図

▽物損事故直後の全景写真



事故防止対策

【1】除雪作業に係る社内規則を作成し、社内教育を受けた資格者だけを除雪作業に従事させる。【2】除雪作業ルールを定め、重機を扱う場合は作業手順書を作成する。【3】入口の除雪は人力で行う。ただし、雪が凍結し人力での除雪が困難な場合は、タイヤローダーを使用するものとし、併せて補助者を配置する。【4】作業ヤード内の除雪において、型枠周辺は人力、それ以外はバックホウ作業とし、必要に応じて人が近づかないよう補助者を配置する。【5】社内で除雪作業の安全教育訓練を受け、会社が認めた者でなければ、重機の操作をさせない。

事故事例データベース<個票>

No.215

基本情報	物損事故	港湾工事	
工種	17:コンクリートブロック製作	休業日数	
被災者	年令	性別	現場経験年数
	職種	分類	
	被災の部位		
	被災の性質		
災害発生状況	発生日時	令和6年1月11日 18時05分頃	災害発生場所 陸上
	波 (m)	風 (m/sec)	候 1:晴れ
	起 因 物	26:その他の起因物():練炭	気温 (°C) 2:0~10
	事 故 の 型	17:火災	

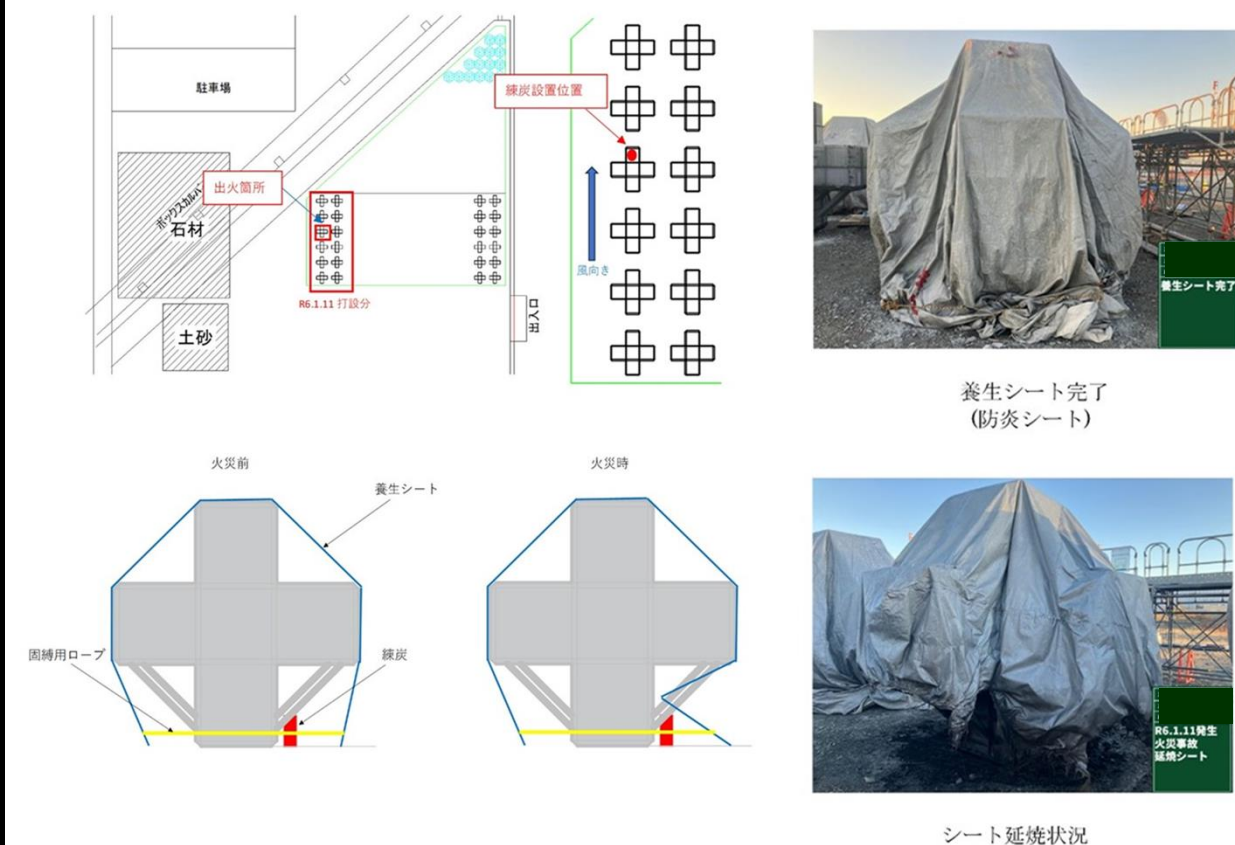
被災経緯

7:00 朝礼 7:30 コンクリート打設開始 11:30 コンクリート打設完了 15:30 天端仕上げ完了 足場移設 養生準備
 15:40 練炭設置 15:50 養生シート設置作業開始 16:15 シート設置作業終了 16:20 後片付け完了 16:30 現場退所
 18:05 火災発生(隣接ゲートの警備員が通報) 18:15 消防・警察が現場到着 18:26 消火作業終了
 19:00 下請作業員により、残りの練炭を撤去・消火

事故要因

本災害は、当日打設した被覆ブロックを養生シートで覆い練炭養生する際、当日の風向きの状況から養生シートが練炭に触れることがないとの想定から風下側の型枠下の空間に練炭コンロを設置し練炭養生を実施していたところ、練炭コンロと型枠下の隙間に風によりシートが入り込んで引火したものと想定

災害発生状況図



事故防止対策

同様の事象を防止するため、①練炭養生中は養生シートと練炭コンロが直接触れないようにコンロの周囲をメッシュ筋の囲いで覆う、②養生シートの確実な固縛、について元請け職員を含んだ現場作業員への周知徹底を受注者が実施し、再発防止に取り組む

事件事例データベース<個票>

No.216

基本情報	人身事故	港湾工事	
工 種	29:その他()	休 業 日 数	
被 災 者	年 令 63才 性 別 男	現 場 経 験 年 数	30年 0月
	職 種 高級船員 分 類 2:労災非適(船員法適用)		
	被 災 の 部 位 08:下肢部(臀部、大腿、ひざ、下肢、足首、足、足指)		
	被 災 の 性 質 04:骨折		
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時 令和6年2月5日 10時15分頃	災 害 発 生 場 所	陸上
	波 (m) 1:殆ど波がない(~0.3)	天 候	3:雨
	風 (m/sec) 1:微風(~2)	気 温 (°C)	2:0~10
	起 因 物 26:その他の起因物():通路の開口部		
	事 故 の 型 01:墜落・転落		

被災経緯

船底倉庫へ通じるハッチが解放している状態を把握していたが、考え事をしており、ハッチが解放していることをうっかり忘れてしまい、船底倉庫へ転落した。転落した際、船底倉庫の床に脛骨をぶつけ、左足を骨折。

8:00作業(修理内容の確認)開始→10:15事故発生→10:20救急搬送→15:00被災者の診察完了

事故要因

- ①墜落防止の措置を行っていなかった。
- ②船底倉庫での修理作業のために、倉庫へ通じるハッチを解放していた。
- ③被災者はハッチが解放している状態を把握していたが、考え事をしており、ハッチが解放していることをうっかり忘れてしまい、船底倉庫へ転落した。

災害発生状況図



①船員室から客室へ移動する際、ハッチが開いていることを忘れ、船底倉庫へ転落。



②転落した際、船底倉庫の床に脛骨をぶつけ、左足を骨折。

事故防止対策

- ①開口部に注意喚起の明示、カラーコーンの設置。
- ②修理作業員及び臨場者に安全教育を実施。

事件事例データベース<個票>

No.217

基本情報	物損事故	空港工事	
工 種	29:その他():構造物撤去工	休業日数	
被災者	年 令	性 別	現場経験年数
	職 種	分 類	
	被災の部位		
災害発生状況	被災の性質		
	発 生 日 時	令和6年2月17日 2時10分頃	災害発生場所 陸上
	波 (m)		天 候 1:晴れ
	起 因 物	05:車両系荷役運搬機械等	風 (m/sec)
	事 故 の 型	18:交通事故	気 温 (° C) 2:0~10

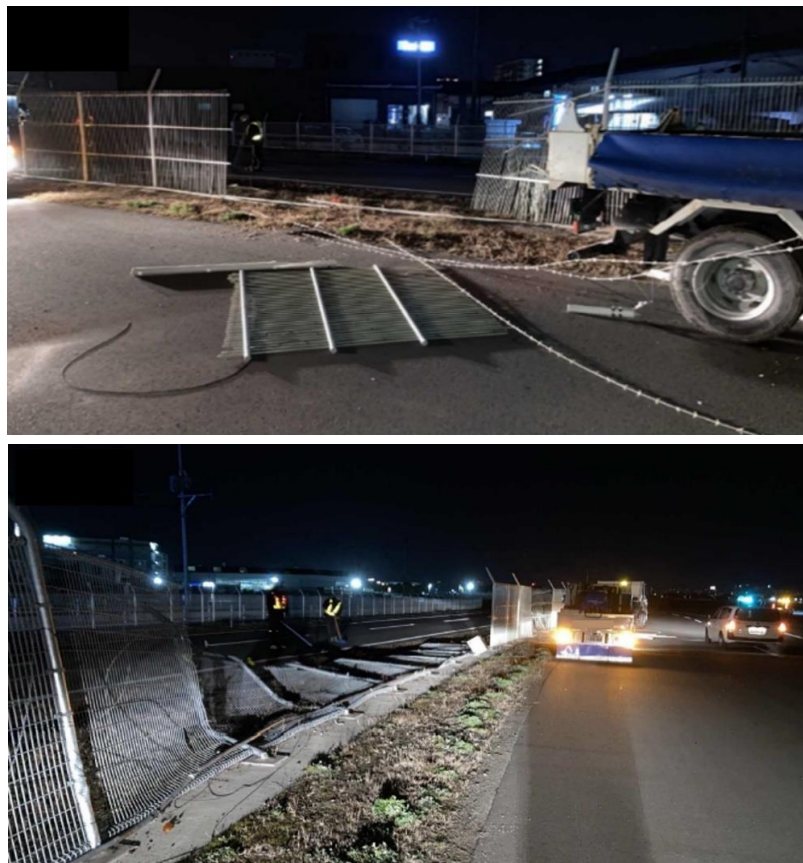
被災経緯

アスファルト廃材を工事現場から仮置場にダンプトラックにて運搬中に、運転していた作業員が居眠り運転により場周道路の防護フェンスに衝突し、防護フェンス約30mを破損させた。
2/16 22:30 作業開始、2/17 02:10 事故発生

事故要因

- 1) 十分な休息をとらぬまま、ダンプトラックを運転していた作業員が居眠り運転をした。【危険に対する認識不足】
- 2) 当日、当該作業員は3次下請けとして1名で従事しており、2次下請けの職長の指示を受けて作業する立場にあった。当日の作業予定にあった現場から仮置場へのアスファルト廃材の運搬については、職長の指示を受ける前に無断でダンプトラックを運転した。【作業手順の不徹底】

災害発生状況図



被災時の状況写真

事故防止対策

- 1) 全体朝礼時のKY活動において、チェックリストにより全作業員の健康状態等を把握する。なお、本工事の時間帯・作業工程等を踏まえ、下位下請会社から上位会社に対して、それぞれの自社作業員の睡眠時間や勤務間インターバル時間も含めた危険予知活動表を提出させる。【労務管理の徹底】
- 2) 全体朝礼時のKY活動において、無断行動の禁止を含む作業ルールについて周知する。本工事においては、危険予知活動記録表に無断行動の禁止を明示し、作業員全員からサインを貰うことにより、作業ルールを周知徹底する。【作業ルール違反の防止】

事故事例データベース<個票>

No.218

基本情報	人身事故	港湾工事		
工種	16:ケーソン曳航・据付		休業日数	0日
被災者	年 令 35才 性別 男	現場経験年数	14年 10月	
	職 種 普通船員 分 類			
	被災の部位	07:上肢部(肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指)		
	被災の性質	02:創傷・04:骨折		
災害発生状況	発生日時	令和6年2月26日 8時45分頃	災害発生場所	海上
	波 (m)		天 候	1:晴れ
	起 因 物	26:その他の起因物(): 曳航ロープ	風 (m/sec)	
	事 故 の 型	08:はさまれ、巻き込まれ	気 温 (°C)	3:10~20

被災経緯

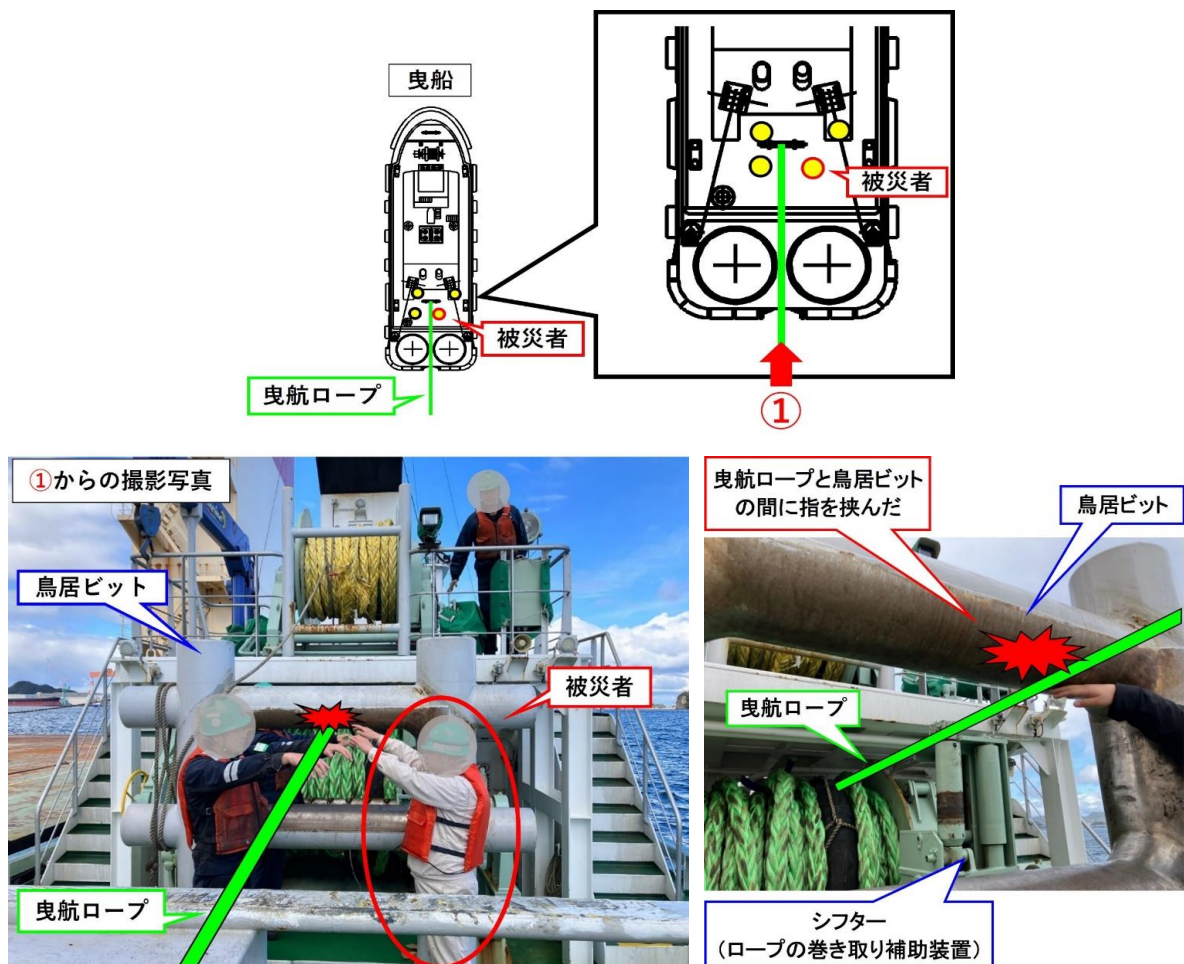
・FDを岸壁に係留するため、投錨位置へ移動した後、FDと曳船を連結している曳航ロープを切り離すため、曳船上でロープの巻き取り作業を行っていた。
 ・曳航ロープを巻き取る際、乱巻きにならないようにシフター(ロープの巻き取り補助装置)を用いるが、接続部(シャックル)を通過させる時にシフターの片側を倒し、ロープを手で押さえていた。
 ・その際、曳航ロープが上方に移動し、鳥居ビットと曳航ロープに右手薬指を挟み負傷した。

08:45 事故発生

事故要因

1) 曳船上にて、ウインチで曳航ロープの接続部(シャックル)を巻き取る時に、ロープのぶれを防止するために、ロープを押さえる作業を作業員が直接触って行った。【危険に対する認識不足】

災害発生状況図



事故発生状況図及び再現写真

事故防止対策

- 1) ロープ巻き取り箇所への立入禁止措置として標識等を設置する。【作業環境の改善】
- 2) ロープ巻き取り時の乱巻き防止方法として、接続部(シャックル)でもシフターを使用する。【作業手順の改善】

事故事例データベース<個票>

No.219

基本情報	人身事故	港湾工事		
工種	26:埋立		休業日数	0日
被災者	年令	58才	性別	男
	職種	普通船員	分類	1:労災適用
	被災の部位	03:背部	現場経験年数	12年 3月
災害発生状況	被災の性質	04:骨折		
	発生日時	令和6年2月26日 14時40分頃	災害発生場所	海上
	波 (m)	1:殆ど波がない(～0.3)	天候	2:曇り
	起因物	12:作業床等	風 (m/sec)	3:中風(4～8)
	事故の型	02:転倒	気温 (℃)	3:10～20

被災経緯

空気圧送船の圧送中、船内の船底に泥水が溜まるため被災者が単独で清掃を行っていた。被災者が船底より1mの高さのH型鋼及びアングル上から、2インチの給水ホースを使用して船底の泥水を洗い流していたところ、足を滑らせ、転倒し右腰部を打った。

事故要因

- ①被災者は足場が整備されていない開口部に立入り、不安定な足場上からの作業を行っていた。
- ②排水ホースは水流で先端が振れるため、ホースの先端に近い位置でホースを持つ必要があり、通路からではホースが届かず作業ができなかったため、危険な箇所に立ち入った。
- ③排水ホースの取り回しや移動を一人で行っていたため、体勢を崩しやすかった。
- ④清掃作業の作業に関して危険の洗い出しを行っていなく、危険予知や対策が不十分であった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①当該開口部への立入を禁止とし、立入禁止措置を行う。
- ②船底の清掃を行う場合は、足場の良い通路上から行う。ホースの先端に単管を接続して通路上から船底に向けて排水する。
- ③清掃は2人以上で行う。1人が排水ホースの取り回し、1人がホースの先端の移動を行う。
- ④清掃作業等、本作業以外の準備片付け作業等についてもKYK等で危険の洗い出しを行い、作業手順の確認、危険予知及び対策を行った上で作業を行う。

事故事例データベース<個票>

No.220

基本情報	物損事故	港湾工事	
工 種	29:その他():監督等補助業務	休業日数	
被災者	年 令	性 別	現場経験年数
	職 種	分 類	
	被災の部位		
災害発生状況	被災の性質		
	発 生 日 時	令和6年2月26日 17時35分頃	災害発生場所 陸上
	波 (m)	風 (m/sec)	4:強風(8~15) 気温 (℃) 2.0~10
	起 因 物	26:その他の起因物():業務用自動車(乗用車)、自転車	
	事 故 の 型	18:交通事故	

被災経緯

当事者(1名)が用務先での業務終了後、業務用自動車を運転し帰社。自社立体駐車場への入庫待ちのため立体駐車場手前で停車して待機していた際、自転車走行帯を走行する自転車を視認した。業務用自動車の一部が自転車走行帯上にあったため、自転車走行帯を塞がないよう前進したところ、当該自転車が同じ方向に回避行動をとったため接触した。17:30用務先から移動開始、17:35事故発生

事故要因

①立体駐車場への入庫待ちの際、自転車走行帯上に業務用自動車を停止させ待機した。

災害発生状況図

【事故発生状況】

- ① 用務先での業務終了後、業務用自動車を運転し、立体駐車場前に到着
- ② 立体駐車場に入庫車両がいたため、歩道上(後部が自転車走行帯上)に進入し停止・待機



- ③ 業務用自動車右側より自転車が接近してきたため、自転車通行帯を空けるべく業務用自動車を若干前進
- ④ 自転車は、車両が停止していたため、歩道側(業務用自動車の前進方向)へ進路変更
- ⑤ 両者が同じ方向へ回避行動をとったため、



■物損箇所



○ 損傷箇所

事故防止対策

①立体駐車場への入庫待ちをする際は、自転車走行帯上に業務用自動車を停止させることが無いよう、自転車走行帯の手前で待機する。自社が作成した交通安全マップに記載し、安全教育を行い指導する。

事故事例データベース<個票>

No.221

基本情報	人身事故	港湾工事		
工 種	05:浚渫・床掘り		休 業 日 数	死亡
被 災 者	年 令	40才	性 別	男
	職 種	普通船員	分 類	1:労災適用
	被 災 の 部 位	04:胸部・05:腹部	現 場 経 験 年 数	20年 0月
災 害 発 生 状 況	被 災 の 性 質	04:骨折・12:臓器破裂		
	発 生 日 時	令和6年2月28日 16時57分 頃	災 害 発 生 場 所	海上
	天 候	1:晴れ		
	波 (m)	4:波が高い(1.5以上)	風 (m/sec)	4:強風(8~15)
	起 因 物	25:環境等:海水	気 温 (℃)	2:0~10
	事 故 の 型	01:墜落・転落		

被災経緯

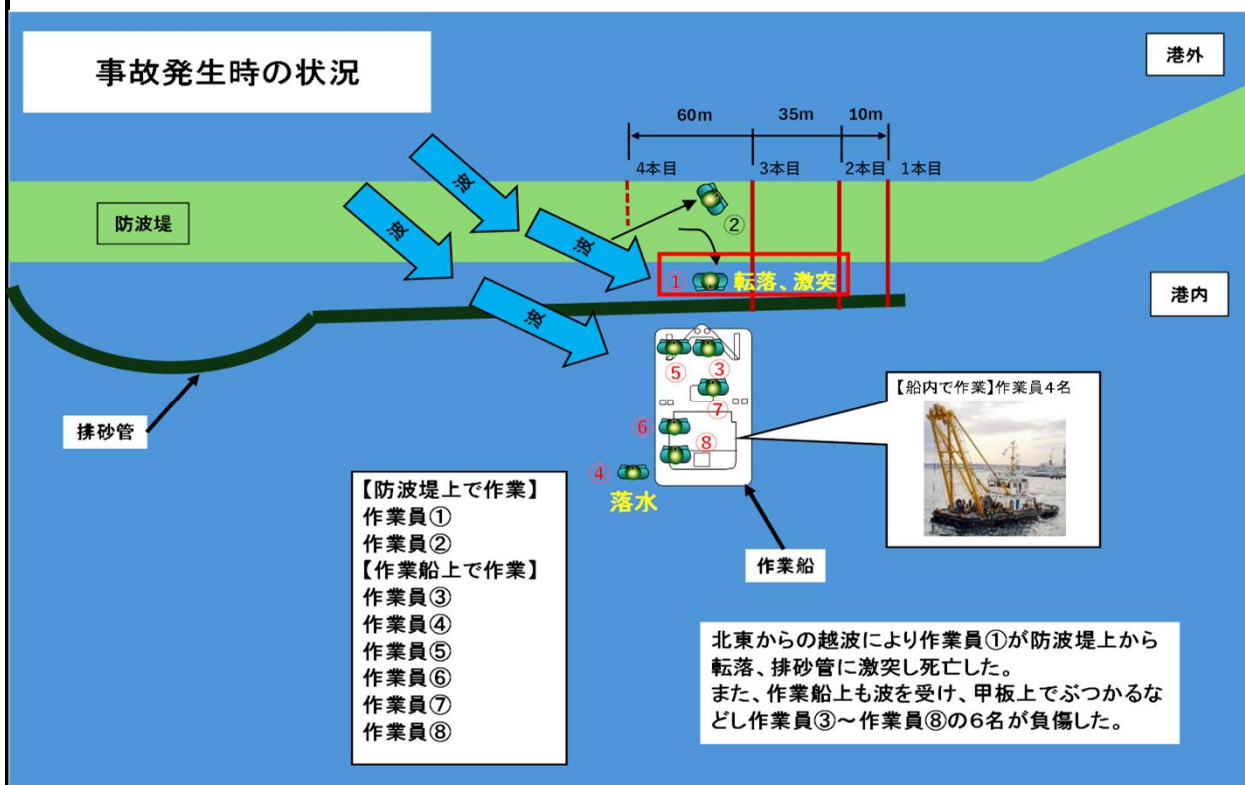
排砂管撤去作業にあたり、排砂管を北防波堤にワイヤーで仮係留していたが波浪によりワイヤーが破断。航路側へ排砂管が流出する恐れがあったため、北防波堤上で排砂管の流出防止対策作業(ワイヤーによる再固縛)を行っていたところ、防波堤を越える波の襲来により作業員①が防波堤上から転落、排砂管に激突し死亡した。また、作業船上で作業していた作業員③～作業員⑧の6名が船の急激な動揺により転ぶなどして負傷した。

7:00作業開始、16:57事故発生

事故要因

①事故発生場所では防波堤に被る波も見られ危険性の認識はあったが、排砂管の航路流出防止を優先し作業を行ってしまった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①防波堤上での作業にあたっては作業中止基準を遵守する。
- ②緊急性がある場合でも独自の判断で行動しないよう安全教育を実施する。
- ③排砂管の仮係留方法を防波堤への固定からアンカーによる仮係留へ変更する。

事故事例データベース<個票>

No.222

基本情報	人身事故		港湾工事			
工 種	05:浚渫・床掘り				休 業 日 数	0日
被 災 者	年 令	62才	性 別	男	現 場 経 験 年 数	30年 10月
	職 種	普通船員	分 類	1:労災適用		
	被 災 の 部 位	01:頭部(頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯)				
	被 災 の 性 質	02:創傷				
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	令和6年2月28日	災 害 発 生 場 所	海上		
		16時57分 頃	天 候	1:晴れ		
	波 (m)	4:波が高い(1.5以上)	風 (m/sec)	4:強風(8~15)	気 温 (° C)	2:0~10
	起 因 物	25:環境等:海水				
	事 故 の 型	02:転倒				

被災経緯

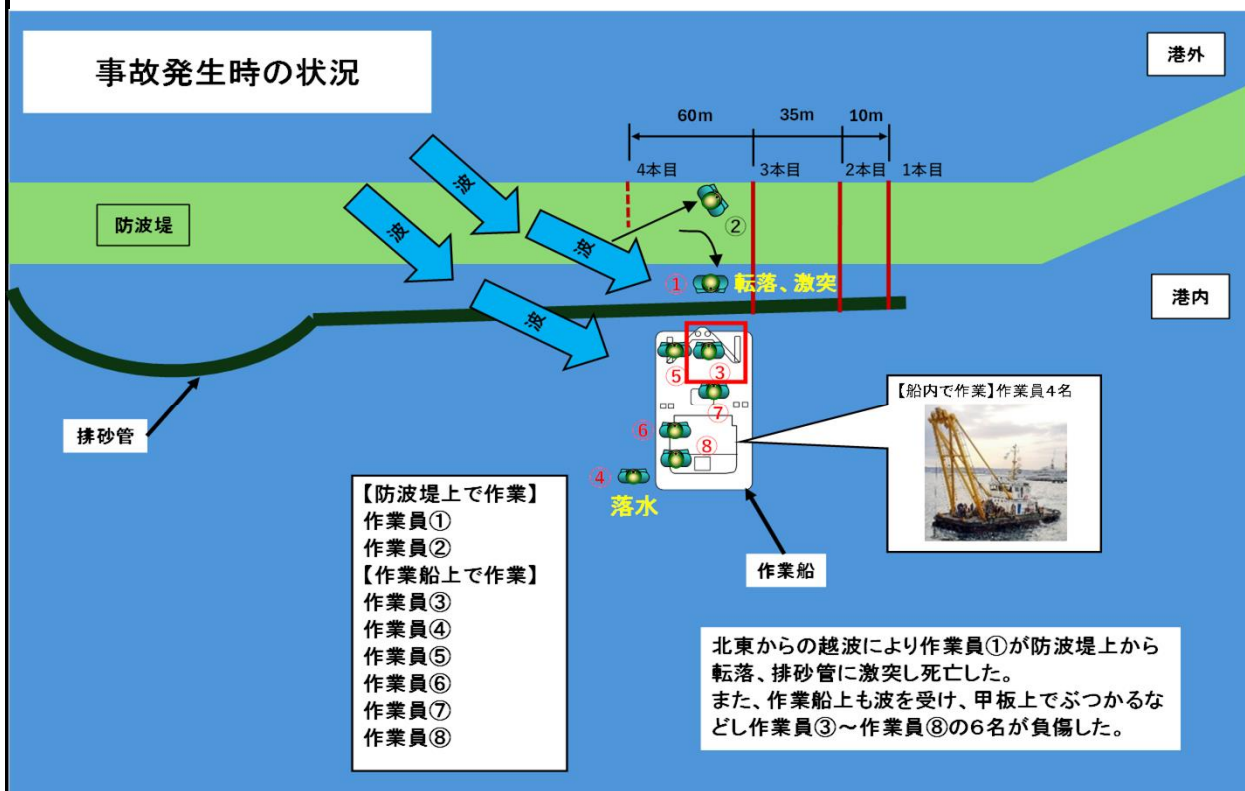
排砂管撤去作業にあたり、排砂管を北防波堤にワイヤーで仮係留していたが波浪によりワイヤーが破断。航路側へ排砂管が流出する恐れがあったため、北防波堤上で排砂管の流出防止対策作業(ワイヤーによる再固縛)を行っていたところ、防波堤を越える波の襲来により作業員①が防波堤上から転落、排砂管に激突し死亡した。また、作業船上で作業していた作業員③～作業員⑧の6名が船の急激な動揺により転ぶなどして負傷した。

7:00作業開始、16:57事故発生

事故要因

①事故発生場所では防波堤に被る波も見られ危険性の認識はあったが、排砂管の航路流出防止を優先し作業を行ってしまった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①防波堤上での作業にあたっては作業中止基準を遵守する。
- ②緊急性がある場合でも独自の判断で行動しないよう安全教育を実施する。
- ③排砂管の仮係留方法を防波堤への固定からアンカーによる仮係留へ変更する。

事故事例データベース<個票>

No.223

基本情報	人身事故		港湾工事			
工 種	05:浚渫・床掘り				休 業 日 数	0日
被 災 者	年 令	35才	性 別	男	現 場 経 験 年 数	17年 9月
	職 種	普通船員	分 類	1:労災適用		
	被 災 の 部 位	08:下肢部(臀部、大腿、ひざ、下肢、足首、足、足指):臀部				
	被 災 の 性 質	13:その他():臀部内出血				
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	令和6年2月28日	災 害 発 生 場 所		海上	
		16時57分 頃	天 候	1:晴れ		
	波 (m)	4:波が高い(1.5以上)	風 (m/sec)	4:強風(8~15)	気 温 (℃)	2:0~10
	起 因 物	25:環境等:海水				
	事 故 の 型	02:転倒				

被災経緯

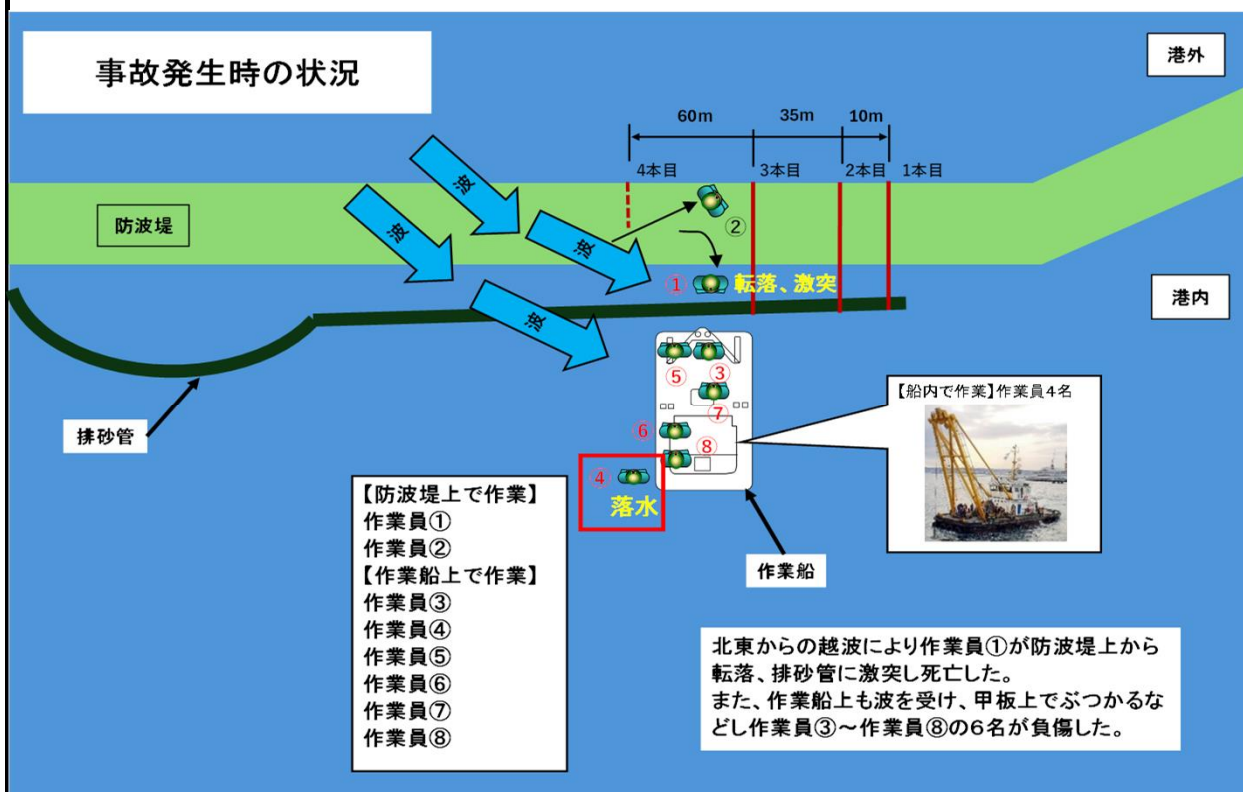
排砂管撤去作業にあたり、排砂管を北防波堤にワイヤーで仮係留していたが波浪によりワイヤーが破断。航路側へ排砂管が流出する恐れがあったため、北防波堤上で排砂管の流出防止対策作業(ワイヤーによる再固縛)を行っていたところ、防波堤を越える波の襲来により作業員①が防波堤上から転落、排砂管に激突し死亡した。また、作業船上で作業していた作業員③～作業員⑧の6名が船の急激な動揺により転ぶなどして負傷した。

7:00作業開始、16:57事故発生

事故要因

①事故発生場所では防波堤に被る波も見られ危険性の認識はあったが、排砂管の航路流出防止を優先し作業を行ってしまった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①防波堤上での作業にあたっては作業中止基準を遵守する。
- ②緊急性がある場合でも独自の判断で行動しないよう安全教育を実施する。
- ③排砂管の仮係留方法を防波堤への固定からアンカーによる仮係留へ変更する。

事故事例データベース<個票>

No.224

基本情報	人身事故		港湾工事			
工 種	05:浚渫・床掘り				休 業 日 数	0日
被 災 者	年 令	47才	性 別	男	現 場 経 験 年 数	4年 7月
	職 種	普通船員	分 類	1:労災適用		
	被 災 の 部 位	01:頭部(頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯):耳				
	被 災 の 性 質	02:創傷				
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	令和6年2月28日 16時57分 頃	災 害 発 生 場 所	海上		
			天 候	1:晴れ		
	波 (m)	4:波が高い(1.5以上)	風 (m/sec)	4:強風(8~15)	気 温 (° C)	2:0~10
	起 因 物	25:環境等:海水				
	事 故 の 型	02:転倒				

被災経緯

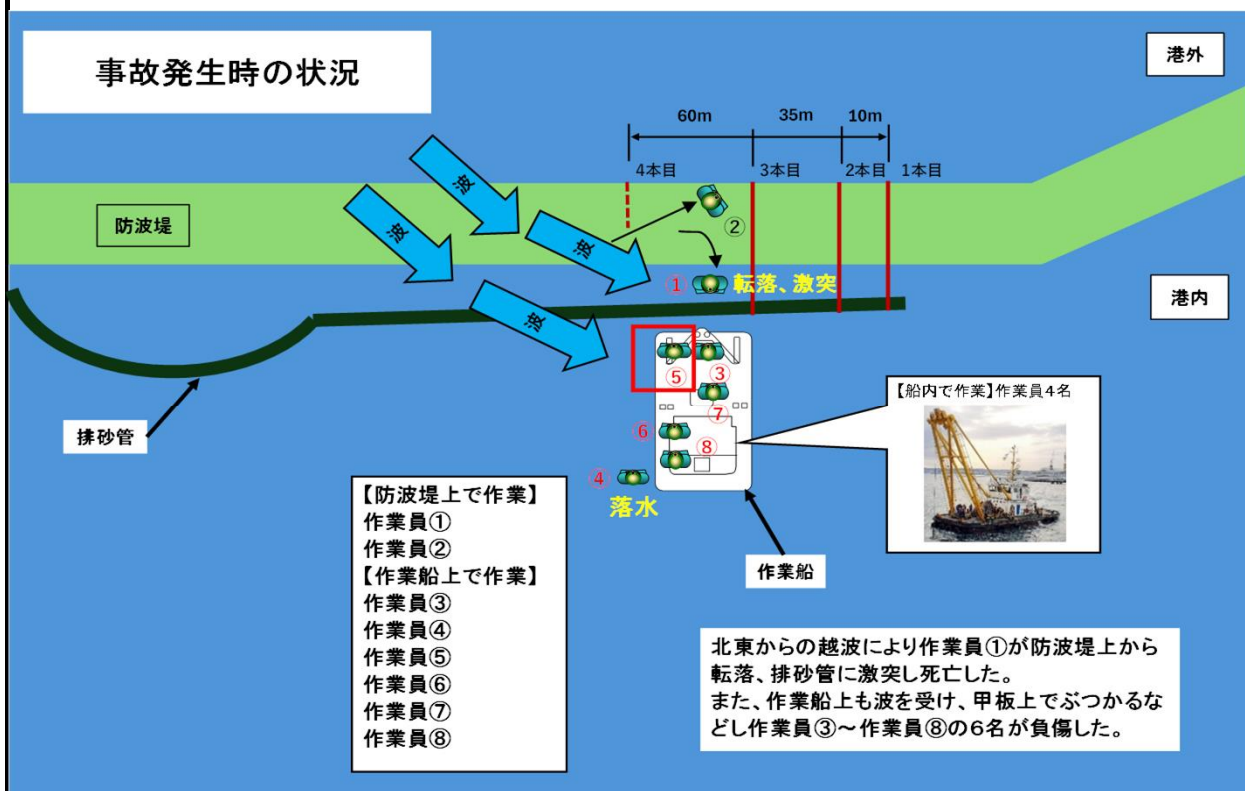
排砂管撤去作業にあたり、排砂管を北防波堤にワイヤーで仮係留していたが波浪によりワイヤーが破断。航路側へ排砂管が流出する恐れがあったため、北防波堤上で排砂管の流出防止対策作業(ワイヤーによる再固縛)を行っていたところ、防波堤を越える波の襲来により作業員①が防波堤上から転落、排砂管に激突し死亡した。また、作業船上で作業していた作業員③～作業員⑧の6名が船の急激な動揺により転ぶなどして負傷した。

7:00作業開始、16:57事故発生

事故要因

①事故発生場所では防波堤に被る波も見られ危険性の認識はあったが、排砂管の航路流出防止を優先し作業を行ってしまった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①防波堤上での作業にあたっては作業中止基準を遵守する。
- ②緊急性がある場合でも独自の判断で行動しないよう安全教育を実施する。
- ③排砂管の仮係留方法を防波堤への固定からアンカーによる仮係留へ変更する。

事故事例データベース<個票>

No.225

基本情報	人身事故		港湾工事			
工 種	05:浚渫・床掘り				休 業 日 数	0日
被 災 者	年 令	59才	性 別	男	現 場 経 験 年 数	41年 9月
	職 種	普通船員	分 類	1:労災適用		
	被 災 の 部 位	04:胸部・07:上肢部(肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指)・08:下肢部(臀部、大腿、ひざ、下肢、足首、足、足指):左肩、左肘、左上腕、左膝				
	被 災 の 性 質	01:打撲傷				
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	令和6年2月28日	災 害 発 生 場 所	海上		
		16時57分 頃	天 候	1:晴れ		
	波 (m)	4:波が高い(1.5以上)	風 (m/sec)	4:強風(8~15)	気 温 (° C)	2:0~10
	起 因 物	25:環境等:海水				
	事 故 の 型	02:転倒				

被災経緯

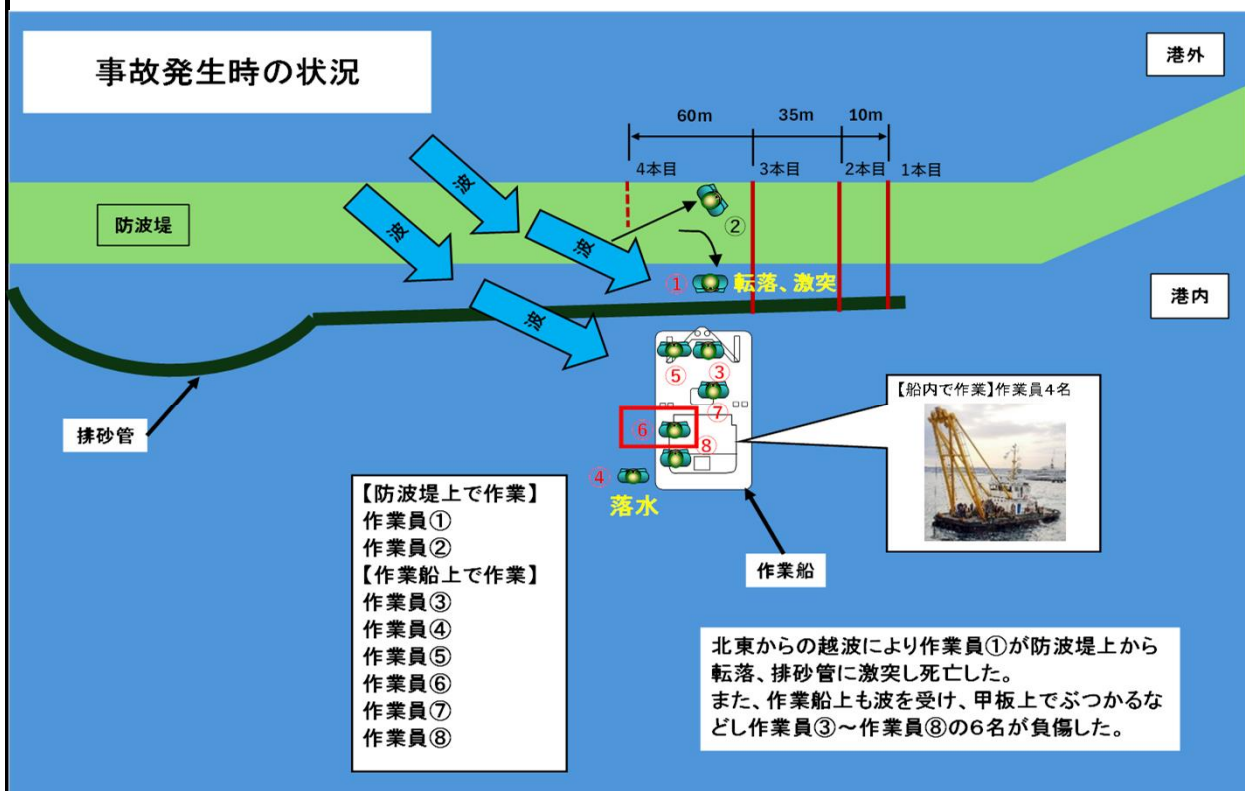
排砂管撤去作業にあたり、排砂管を北防波堤にワイヤーで仮係留していたが波浪によりワイヤーが破断。航路側へ排砂管が流出する恐れがあったため、北防波堤上で排砂管の流出防止対策作業(ワイヤーによる再固縛)を行っていたところ、防波堤を越える波の襲来により作業員①が防波堤上から転落、排砂管に激突し死亡した。また、作業船上で作業していた作業員③～作業員⑧の6名が船の急激な動揺により転ぶなどして負傷した。

7:00作業開始、16:57事故発生

事故要因

①事故発生場所では防波堤に被る波も見られ危険性の認識はあったが、排砂管の航路流出防止を優先し作業を行ってしまった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①防波堤上での作業にあたっては作業中止基準を遵守する。
- ②緊急性がある場合でも独自の判断で行動しないよう安全教育を実施する。
- ③排砂管の仮係留方法を防波堤への固定からアンカーによる仮係留へ変更する。

事故事例データベース<個票>

No.226

基本情報	人身事故		港湾工事			
工 種	05:浚渫・床掘り				休 業 日 数	0日
被 災 者	年 令	56才	性 別	男	現 場 経 験 年 数	25年 7月
	職 種	普通船員	分 類	1:労災適用		
	被 災 の 部 位	05:腹部				
	被 災 の 性 質	01:打撲傷				
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	令和6年2月28日 16時57分 頃	災 害 発 生 場 所	海上		
	波 (m)	4:波が高い(1.5以上)	天 候	1:晴れ		
	起 因 物	25:環境等:海水	風 (m/sec)	4:強風(8~15)	気 温 (℃)	2:0~10
	事 故 の 型	02:転倒				

被災経緯

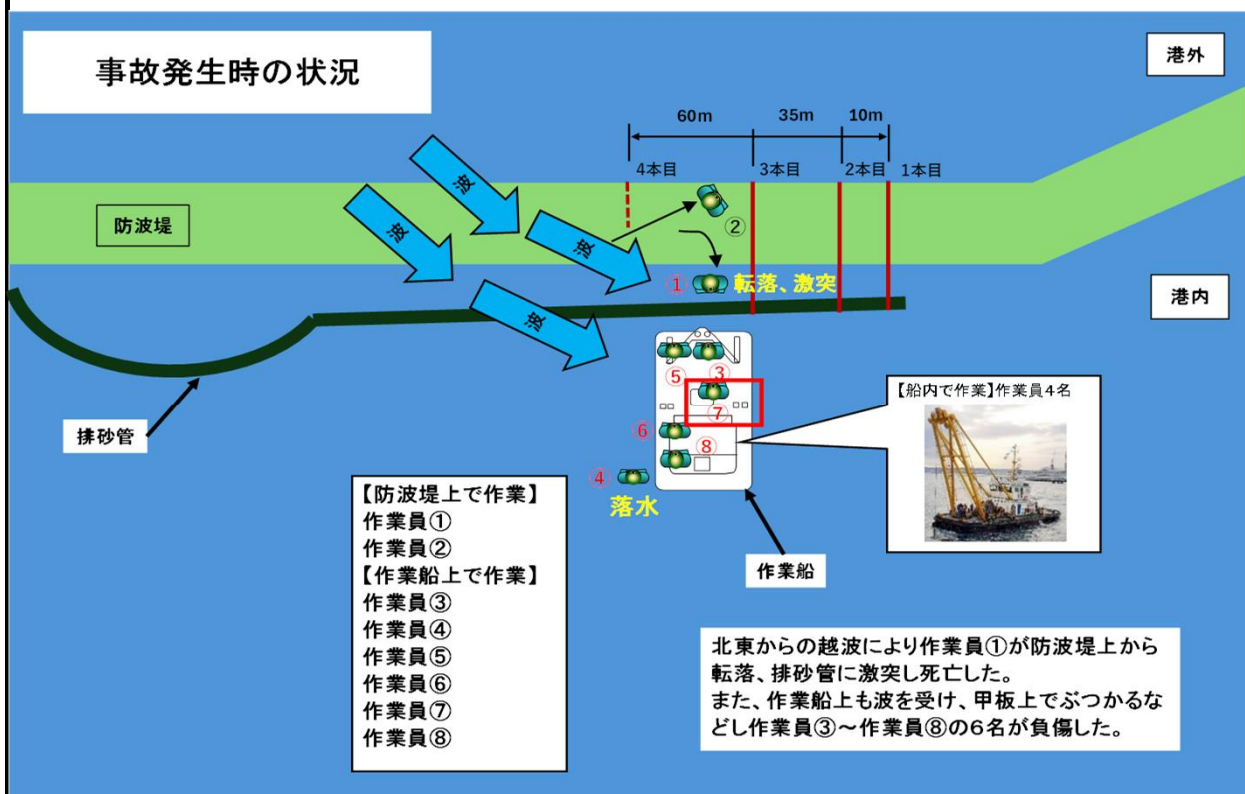
排砂管撤去作業にあたり、排砂管を北防波堤にワイヤーで仮係留していたが波浪によりワイヤーが破断。航路側へ排砂管が流出する恐れがあったため、北防波堤上で排砂管の流出防止対策作業(ワイヤーによる再固縛)を行っていたところ、防波堤を越える波の襲来により作業員①が防波堤上から転落、排砂管に激突し死亡した。また、作業船上で作業していた作業員③～作業員⑧の6名が船の急激な動揺により転ぶなどして負傷した。

7:00作業開始、16:57事故発生

事故要因

①事故発生場所では防波堤に被る波も見られ危険性の認識はあったが、排砂管の航路流出防止を優先し作業を行ってしまった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①防波堤上での作業にあたっては作業中止基準を遵守する。
- ②緊急性がある場合でも独自の判断で行動しないよう安全教育を実施する。
- ③排砂管の仮係留方法を防波堤への固定からアンカーによる仮係留へ変更する。

事故事例データベース<個票>

No.227

基本情報	人身事故		港湾工事			
工 種	05:浚渫・床掘り				休 業 日 数	14日
被 災 者	年 令	39才	性 別	男	現 場 経 験 年 数	9年 0月
	職 種	普通船員	分 類	1:労災適用		
	被 災 の 部 位	02:頸部				
	被 災 の 性 質	13:その他():捻挫				
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	令和6年2月28日 16時57分 頃	災 害 発 生 場 所	海上		
	波 (m)	4:波が高い(1.5以上)	天 候	1:晴れ		
	起 因 物	25:環境等:海水	風 (m/sec)	4:強風(8~15)	気 温 (°C)	2:0~10
	事 故 の 型	02:転倒				

被災経緯

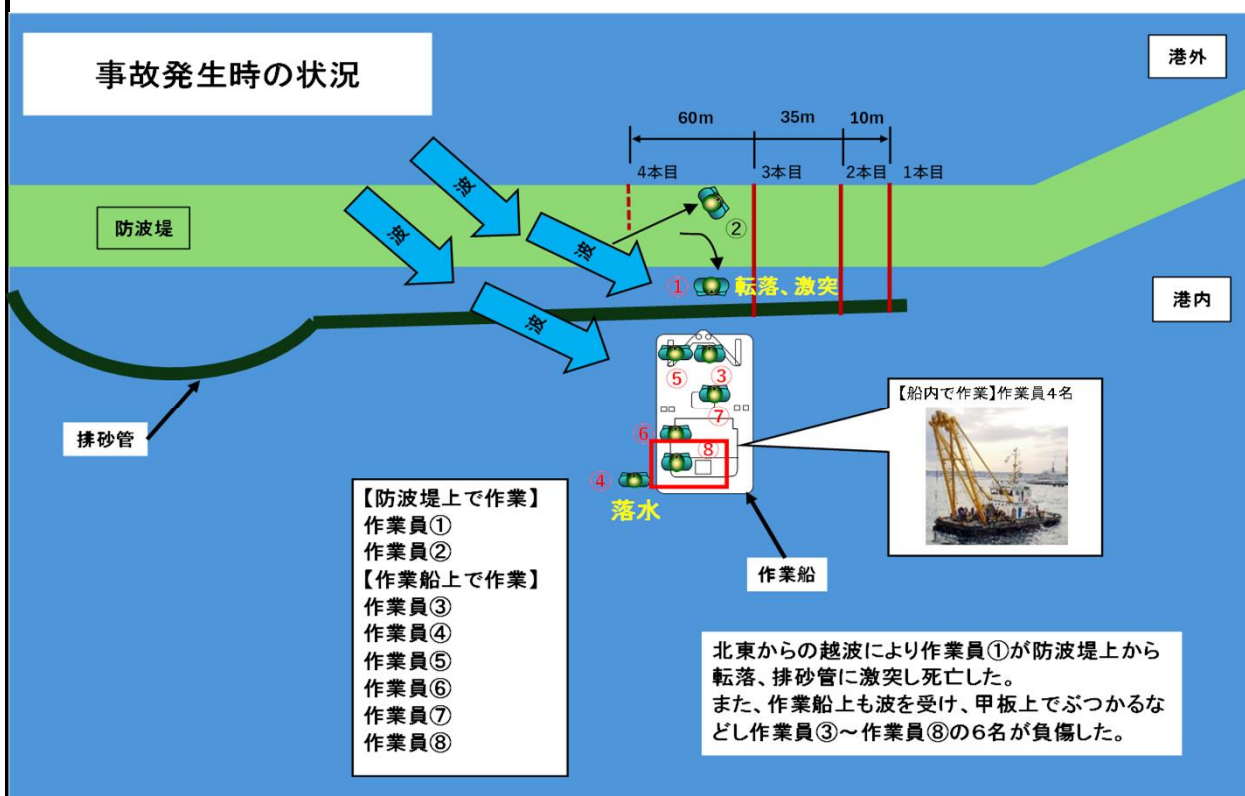
排砂管撤去作業にあたり、排砂管を北防波堤にワイヤーで仮係留していたが波浪によりワイヤーが破断。航路側へ排砂管が流出する恐れがあったため、北防波堤上で排砂管の流出防止対策作業(ワイヤーによる再固縛)を行っていたところ、防波堤を越える波の襲来により作業員①が防波堤上から転落、排砂管に激突し死亡した。また、作業船上で作業していた作業員③～作業員⑧の6名が船の急激な動揺により転ぶなどして負傷した。

7:00作業開始、16:57事故発生

事故要因

- ①防波堤上での作業にあたっては作業中止基準を遵守する。
- ②緊急性がある場合でも独自の判断で行動しないよう安全教育を実施する。
- ③排砂管の仮係留方法を防波堤への固定からアンカーによる仮係留へ変更する。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①防波堤上での作業にあたっては作業中止基準を遵守する。
- ②緊急性がある場合でも独自の判断で行動しないよう安全教育を実施する。
- ③排砂管の仮係留方法を防波堤への固定からアンカーによる仮係留へ変更する。

事故事例データベース<個票>

No.228

基本情報	物損事故	港湾工事	
工 種	25:土工	休業日数	
被災者	年 令	性 別	現場経験年数
	職 種	分 類	
	被災の部位		
災害発生状況	被災の性質		
	発 生 日 時	令和6年3月12日 9時37分頃	災害発生場所 陸上
	波 (m)		天 候 2:曇り
	起 因 物	04:車両系建設機械	風 (m/sec) 1:微風(～2) 気温 (℃) 2:0～10
	事 故 の 型	23:その他():光通信ケーブルとの接触	

被災経緯

土砂(路盤)撤去材の仮置場所において、仮置材の整形作業完了後重機を移動しようとした際、アームを下げきれてない状態で走行し、通信ケーブルの高さを見誤り接触した。

8:00 作業開始

9:37 事故発生

事故要因

- ①作業指揮者・誘導員等を配置せず、重機オペレーター1人で作業を行っていた。
- ②作業場所周辺の調査不足により、作業計画書や重機の仮置き場所に電線等の接触危険場所が明記されておらず、作業員へ周知されていなかった。

災害発生状況図



事故防止対策

- ①1人作業は禁止し、重機を使用した作業には誘導員等を配置する。
- ②架空線に対する注意喚起を行うとともに、「架空線注意」ののぼり旗を設置する。

事故事例データベース<個票>

No.229

基本情報	人身事故		港湾工事			
工種	19:コンクリートブロック据付				休業日数	0日
被災者	年令	68才	性別	男	現場経験年数	19年 月
	職種	普通作業員	分類	3:労災非適(その他)		
	被災の部位	01:頭部(頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯)				
	被災の性質	01:打撲傷				
災害発生状況	発生日時	令和6年3月16日	災害発生場所	海上		
		10時35分頃	天候	1:晴れ		
	波 (m)	1:殆ど波がない(～0.3)	風 (m/sec)	2:弱風(2～4)	気温 (℃)	3:10～20
	起因物	24:材料等				
	事故の型	02:転倒				

被災経緯

08:00 安全朝礼、KY実施(現場詰所前)

08:20 防波堤に向け、起重機船出発

09:05 被覆ブロック据付開始

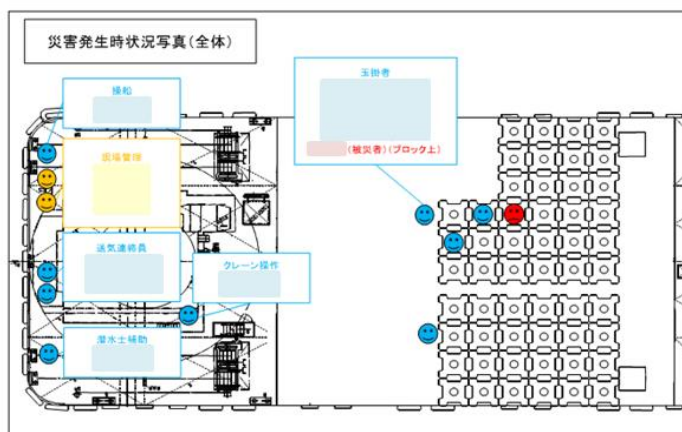
10:35 29個目の玉掛を行う際、被覆ブロックの上を移動していた被災者が、被覆ブロック間の隙間で足を踏み外し転倒し被災

事故要因

被災者本人は足を踏み外すとは思っておらず、油断・軽視して足下を確認せずとっさに行動したため足を踏み外した。

災害発生状況図

事故状況説明図



災害発生時状況写真(詳細)



事故防止対策

- ①被覆ブロック間の隙間で足を踏み外さないために作業範囲の被覆ブロックの隙間、中空部にメッシュロードを設置する。メッシュロードを設置していない部分は、立入禁止とする。
- ②被災者が高齢者であったため、今後はブロック上で作業を行わずに甲板上で、作業を行わせる。